

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
6月26日
(火曜日)

目次

告示
保安林の指定(長門市)(森林整備課).....一
道路の区域の変更(道路整備課).....一
道路の供用の開始(道路整備課).....二
公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二
国営農地再編整備事業(豊北地区平畑換地区)の換地処分(農村整備課).....二
国営農地再編整備事業(豊北地区江尻下換地区)の換地処分(農村整備課).....二
国営農地再編整備事業(田尻換地区)の換地処分(農村整備課).....三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....三
指定構造計算適合性判定機関の指定(建築指導課).....三
人委公告
平成十九年度山口県職員採用中級・初級試験の実施.....三
平成十九年度山口県保健師・助産師採用試験 診療放射線技師採用試験 臨床検査技師採用試験.....六
平成十九年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施.....八
平成十九年度山口県警察官(女性)採用(B)試験の実施.....一



山口県告示第三百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
長門市油谷伊上字前竹四五、字稗田三五二の一、字下畑東四五三の一から四五三の四まで
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定実施要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年六月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 柳井周東線
道路の区域

区 間	旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市周東町田尻字田尻八四七の三 地先から	旧新別	最狭 一四・〇〇	一三〇・五	

同市周東町田尻字深田五八八の七地
先まで

新	最狭 一・二・三 三六・〇	二九九・三	道路改良工事の 完了による
---	---------------------	-------	------------------

山口県告示第三百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
柳井周東線	岩国市周東町田尻字田尻八四七の三地先から 同市周東町田尻字深田五八八の七地先まで	平成十九年六月二十七日



(三三二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年六月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ライフコアとみやま下関店
所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
アドバンテック株式会社 北九州市門司区柳町二丁目八番三〇号 白田 弘之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社とみやま	アドバンテック株式会社
"	"	"

四 届出年月日

平成十九年六月十四日

五 変更年月日

平成十九年五月十七日

(三三三) 国営農地再編整備事業（豊北地区平畑換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区平畑換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十九年五月二十八日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業（豊北地区平畑換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三三三) 国営農地再編整備事業（豊北地区江尻下換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区江尻下換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成十九年五月二十八日
- 二 換地処分の内容
国営農地再編整備事業（豊北地区江尻下換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三三四) 県営田尻地区ほ場整備事業（田尻換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営田尻地区ほ場整備事業の施行に係る田尻換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分の年月日
平成十九年六月十二日
- 二 換地処分の内容
県営田尻地区ほ場整備事業（田尻換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(三三五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡平生町大字平生村字西土手
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市新地一丁目六番一号
トヨタカーローラ山口株式会社

(三三六) 指定構造計算適合性判定機関の指定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定しました。

平成十九年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府中央区谷町二丁目三番一―二号
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成十九年六月二十日

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
財団法人山口県建築住宅センター 山口市大手町三番二四号
- 二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
山口市大手町三番二四号
- 三 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成十九年六月二十日



公 告

平成十九年度山口県職員採用中級・初級試験の実施

平成十九年度山口県職員採用中級・初級試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月二十六日

山口県人事委員会

- 一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できません。

周南市 山口県立徳山高等学校

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験及び作文試験

中級試験にあつては思考力、表現力、構成力等についての論文試験を、初級試験にあつては表現力、構成力等についての作文試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

2 日時及び場所

平成十九年十月下旬に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 中級

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

2 初級

教養試験 五〇点

専門試験 五〇点

適性試験 二〇点

(二) 第二次試験

論文試験及び作文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験、専門試験又は適性試験の得点が平均点の七割五分未満の場合、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験及び作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十九年十月四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十九年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、中級試験の合格者にあつては月額十五万六千八百円、初級試験の合格者にあつては月額十四万二千八百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十九年七月三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇-))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「中・初級等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にもあります。

- (一) 受験の申込み
受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。
なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書してください。
- (二) 受付の期間及び時間
平成十九年七月三日(火曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成十九年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。
- (三) インターネットを利用する方法による受験の申込み
1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成十九年七月三日(火曜日)午前九時から同年八月十七日(金曜日)午後五時まで

九 その他
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

区試分験	試験職種	出題分野
初級	土木	数学 物理 情報技術基礎 構造力学 水理学 土質力学 土木構造設計 測量 社会基盤工学 土木施工
中級	小・中学校栄養士	公衆衛生 栄養・臨床栄養 食品・食品衛生 給食管理・調理 栄養指導・教育

公告
平成十九年度山口県保健師・助産師採用試験、診療放射線技師採用試験、臨床検査技師採用試験、理学療法士採用試験及び看護師採用試験の実施
平成十九年度山口県保健師・助産師採用試験、診療放射線技師採用試験、臨床検査技師採用試験、理学療法士採用試験及び看護師採用試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月二十六日
山口県人事委員会
一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

区試分験	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師・助産師	保健師 助産師	二人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務
診療放射線技師	診療放射線技師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務
臨床検査技師	臨床検査技師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター)及び県立病院)における専門業務
理学療法士	理学療法士	一人程度	知事部局(主として県立病院)及び身体障害者福祉センター)における専門業務
看護師	看護師	二十一人程度	知事部局(主として県立病院)における専門業務

二 受験資格
(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

試験区分	試験職種	受験資格
保健師・助産師	保健師 助産師	昭和五十二年四月一日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者で、保健師の見込みのもの若しくは第九十四回保健師国家試験(平成二十年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
診療放射線技師	診療放射線技師	昭和五十二年四月一日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者で、診療放射線技師の見込みのもの若しくは第六十回診療放射線技師試験(平成二十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
臨床検査技師	臨床検査技師	昭和五十二年四月一日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者で、臨床検査技師の見込みのもの若しくは第五十四回臨床検査技師国家試験(平成二十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの
理学療法士	理学療法士	昭和五十二年四月一日から昭和六十二年四月一日までに生まれた者で、理学療法士の見込みのもの若しくは第四十三回理学療法士国家試験(平成二十年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの

看護師 看護師
昭和五十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの又は平成二十年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第九十七回看護師国家試験(平成二十年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのもの

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等
 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

(1) 教養試験

公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。

(2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時

平成十九年九月二十三日(日曜日)
 試験室入室 午前九時三十分まで
 教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
 専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

山口市 山口大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 論文試験
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等
 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。
- (3) 身体検査
 山口県人事委員会が指定する公的医療機関の健康診断書により検査します。

2 日時及び場所

平成十九年十月下旬に山口市で行います。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

- 教養試験 四〇点
- 専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

- 論文試験 六〇点
- 口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
 ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査において職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えないと判定された場合は、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十九年十月四日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十九年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
 なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、保健師にあつては月額十七万二千二百円、助産師にあつては月額十九万八千八百円、診療放射線技師、臨床検査技師及び理学療法士にあつては月額十七万二千六百円、看護師にあつては月額十八万六千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十九年七月三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求して下さい。郵便で請求する場合は、封筒の表に「中・初級等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封して下さい。
 なお、受験申込書は、県内の県民局並びに防府県税事務所及び山口県税事務所にあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出して下さい。
 なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きして下さい。

(三) 受付の期間及び時間

平成十九年七月三日(火曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成十九年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成十九年七月三日(火曜日) 午前九時から同年八月十七日(金曜日) 午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせして下さい。

別表

試験職種	出題分野
保健師	地域看護学 疫学・保健統計(情報処理を含む。) 保健福祉行政論
助産師	看護学一般 基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理
診療放射線技師	放射線物理学 放射線計測学 基礎医学 診療画像機器学(医用工学を含む。) 放射線治療情報学(画像工学を含む。) 核医学検査技術学(放射化学を含む。) 放射線治療技術学(放射線安全管理学を含む。) 公衆衛生学(放射線安全学を含む。) 動物学を含む。 臨床検査総論(情報科学を含む。) 血液学 生理学(解剖・組織学を含む。) 臨床化学(生化学を含む。) 血液学 免疫・血清学 微生物学(医学)
臨床検査技師	解剖学(生理学) 運動学 病理学概論 臨床心理学 リハビリテーション医学(リハビリテーション)
理学療法士	解剖学(生理学) 運動学 病理学概論 臨床心理学 大要(人間発達学を含む。) 理学療法
看護師	基礎看護学 在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学

公 告

平成十九年度警察官(男性)採用(B)共同試験の実施
 平成十九年度警察官(男性)採用(B)共同試験を次のとおり実施します。
 平成十九年六月二十六日
 山口県人事委員会
 一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	七十一人程度
東京都 京都市 大阪府 兵庫県	それぞれ二人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

- (一) 昭和五十三年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた男性が受験できません。ただし、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。
- (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四

試験の方法、内容、日時及び場所
 試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十九年九月十六日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下関市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署
 海峽交番

山口市 山口県警察本部及び山口県総合交通センター

周南市 山口県周南警察署

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚

正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十九年十月中旬に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成十九年九月二十七日(木曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成十九年十一月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成十九年十一月中旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十年二月下旬までに当

該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額十六万六千四百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十九年七月三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県のみです。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成十九年七月三日(火曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成十九年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十九年七月三日（火曜日）午前九時から同年八月十七日（金曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一〇内線二六二二）に問い合わせてください。

公 告

平成十九年度山口県警察官（女性）採用(B)試験の実施

平成十九年度山口県警察官（女性）採用(B)試験を次のとおり実施します。

平成十九年六月二十六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

四人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十三年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた女性が受験できません。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業生又は平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者は、受験できません。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法

律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である作文試験は、日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、高等学校卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成十九年九月十六日（日曜日）

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署、山口県長府警察署及び山口県下関警察署

海峽交番

山 口 市 山口県警察本部及び山口県総合交通センター

周 南 市 山口県周南警察署

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 作文試験

表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

(3) 身体検査

身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五三センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 正常であること。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

平成十九年十月中旬に山口市で行います。

なお、詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

作文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、作文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成十九年九月二十七日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板上に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成十九年十一月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板上に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十年四月一日以降に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、十月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十六万六千四百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成十九年七月三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三三八五〇一)に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(B)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成十九年七月三日(火曜日)から同年八月二十四日(金曜日)まで(日曜日及

び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成十九年八月二十四日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十九年七月三日（火曜日）午前九時から同年八月十七日（金曜日）午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）又は山口県警察本部警務部警務課（電話〇八三―九三三―〇一一〇内線二六二二）に問い合わせてください。

平成十九年六月二十六日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円(送料共)